

1

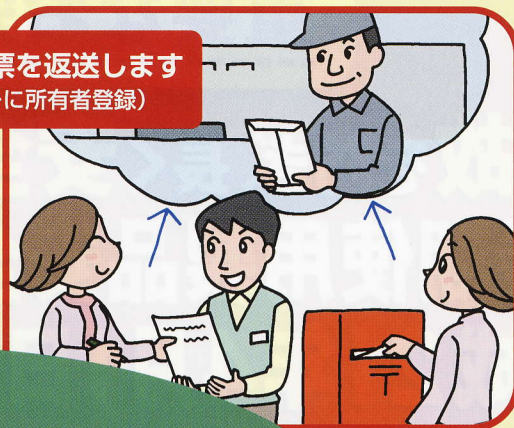
販売者※から点検制度についての説明を受けます

※工務店、不動産販売業者等の場合もあります。



2

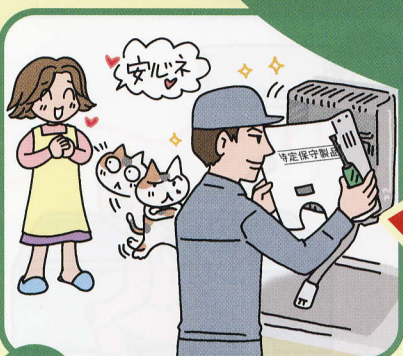
所有者票を返送します
(メーカーに所有者登録)



特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーに登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。

所有者票を返送し、登録をしましょう。
点検時期が来たら点検を受けましょう。



5

点検を受けます



4

メーカーに点検を依頼します

※点検には料金がかかります。



3

点検時期が来たら
通知が届きます

※所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、**点検を受けるなどの保守に努め**、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先(メーカー)に知らせましょう。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

この制度のお知らせ
経済産業省
ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

または

製品安全ガイド

検索



消費者の
みなさま

長期使用製品安全
点検・表示制度

【この制度の問い合わせ先】経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省
商務流通グループ 製品安全課

03-3501-4707 (直)

北海道経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

011-709-1792 (直)

東北経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

022-215-9887 (直)

関東経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

048-600-0409 (直)

中部経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

052-951-0576 (直)

近畿経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

06-6966-6098 (直)

中国経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

082-224-5671 (直)

四国経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

087-811-8526 (直)

九州経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

092-482-5523 (直)

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部 商務通商課

098-866-1731 (直)

※個別の製品に関する問い合わせは、メーカーにご連絡ください。